



# 工事の分離発注及びほ装単独工事の自社施工の徹底について（通知）

技術基準の種類：設計・施工  
通知日：平成13年5月8日

管 号 外  
平成13年5月8日

日野総合事務所県土整備局長  
各 土 木 事 務 所 長  
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

土 木 部 長  
（公印省略）

## 工事の分離発注及びほ装単独工事の自社施工の徹底について（通知）

工事の分離発注については、平成4年2月25日付発管214号で通知しているところであり、ほ装工事については平成12年度から自社施工を義務付けているところではありますが、一部徹底されていない工事が見受けられます。

つきましては、工事の分離発注、ほ装工事の自社施工について下記事項の徹底に努めてください。

### 記

- ほ装工事の分離発注について  
原則として分離発注すること。ただし、請負対象設計金額が、5,000千円未満の工事は混合発注できるものとする。
- ほ装工事の自社施工確認について  
「ほ装工事の自社施工を義務付けにともなう監督業務及び中間・完成検査要領」により厳重に現地確認を行う。

### ほ装工事の自社施工義務付けに伴う監督業務及び中間・完了検査要領

- 目 的  
平成12年度からほ装単独工事について受注者の自社施工を義務付けたことに伴い、その履行状況に対する現地審査の統一を図るため、この要領を定めるものである。
  - 対象工事  
ほ装工事入札参加資格を有する業者を対象に入札を行ったほ装工事で、現場説明書において自社施工を義務付けている工事（表層工、基礎工、上層路盤工）とする。  
ただし、表層工、基礎工、上層路盤工にあっても特殊工法部分についてはこの限りではない。  
（注意事項）
    - ほ装補修におけるオーバーレイ、レベリング層は表層工とする。
    - 特殊工法等を伴う舗装工事については、閲覧設計書に下請を行っても良い範囲の条件明示を行う必要がある。下請施工を認める例：路面切削、ガードレール（ガードパイプ等）、側溝、街渠等。（自歩道等で登録対象機種が使用できない場合を含む。）
  - 監督業務における確認体制  
工事中の現地確認は、監督員と係長相当職以上の計2人以上（以下「監督員等」という。）で行う。
  - 監督業務及び中間・完了検査内容
    - ほ装施工職員選任通知書の提出  
ほ装工事施工職員専任通知書（以下「選任通知書」という。）を工事の着手の日までに提出させること。
    - 選任通知書の確認  
選任通知書に記載されている職員、機械（以下「記載職員等」という。）が入札参加資格審査申請書添付書類に登録されている職員、機械（以下「登録職員等」という。）となっているか確認を行う。  
記載職員等が登録職員等となっていない場合は、登録職員等に訂正させる。  
ただし、登録職員等については、入札後の変更は原則認めない。
    - 登録職員等の現地確認  
ほ装工事（表層工、基礎工、上層路盤工等）の施工月日を事前（原則1週間前）に請負者から通知させ、各工種毎の施工中に各1回以上登録職員等の確認を行う。  
同一工種であっても面積が特に広い場合、又は相当の期間を挟んで2回以上の施工となる場合は2回以上登録職員等の確認を行う。  
ほ装工事施工職員等選任通知書及び入札参加資格審査申請書添付書類により施工中の職員、機械が登録職員等となっているかの確認を行い、別紙様式を作成する。  
現地確認を行った事項については、写真等の映像で記録すること。
    - 登録職員等の工事検査時の確認  
中間検査、完成検査時に、当該工事の品質管理を説明する者が登録職員等であることを上記（3）同様に監督員等が確認を行い、当該工事の検査官の了解を求める。  
（ただし、現場着までの合材の品質については、当該合材プラント職員の助言を求めてもよい。）
- （注意事項）  
上記の監督・検査内容の主旨は、登録職員等が現地にいることのみを確認するものではなく、登録職員等が登録された業務を適正に行っているかを確認することにある。  
確認結果は、指名停止等の判断の証拠書類となることから、事実を正確に記録すること。  
指名停止等の判断については、土木部指名審査委員会が行う行為であり、現地確認時に監督員等は請負者に対して不用意な発言をしないこと。